

自転車マナーアップ

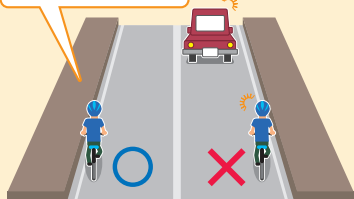
自転車は車両です。自転車の交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

原則は車道通行!



普通自転車が歩道を通行できるのは

- ① 道路標識や道路標示で指定された場合
- ② 運転者が
 - ・13歳未満の子供
 - ・70歳以上の高齢者
 - ・身体の不自由な方
- ③ 車道や交通の状況から見てやむを得ない場合

注意
普通自転車は、歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間はライトを必ず点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対運転してはいけません。

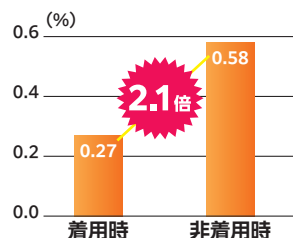


5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



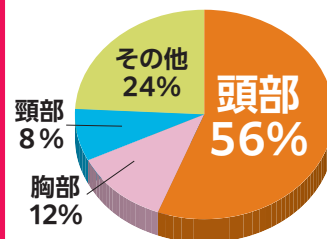
ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べて約**2.1倍**高い!



自転車乗車中のヘルメット着用状況別致死率 <平成30年~令和4年合計 警察庁資料>

自転車乗車中死者の致命傷は

頭部が約**6割**



自転車乗車中死者の人身損傷主要部位 (致命傷の部位) <平成30年~令和4年合計 警察庁資料>

5月は、自転車月間
毎月15日は、自転車マナーアップデー

群馬県交通対策協議会

(事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室)

危険な「ながら運転」はやめましょう

自転車運転中の「ながら運転」は、周囲が見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなどの危険があります。交通事故の原因となるので絶対にやめましょう。



傘さし運転



スマホ等使用運転



イヤホン等使用運転

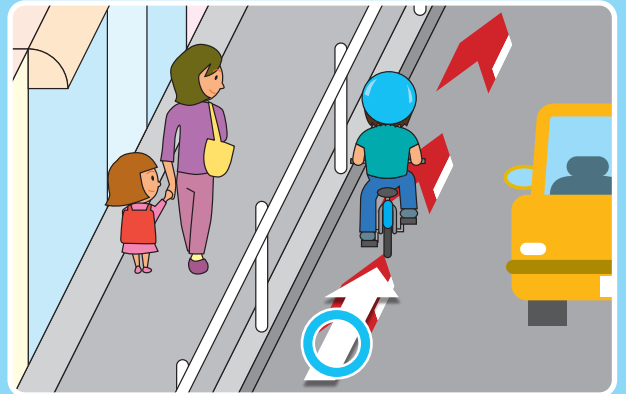
矢羽根型路面表示を知っていますか？

矢羽根型路面表示とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものです。

車道通行であるため、進行方向は、自動車進行方向と同じ一方通行（左側通行）となります。



矢羽根型路面表示



通行イメージ

事故に備えて自転車保険等に参加しましょう！

群馬県内で自転車に乗る方は、自転車保険等（個人賠償責任補償が特約で付く傷害保険や個人賠償責任保険等）に参加しなければなりません。未成年の場合は、その保護者に参加が義務づけられています。

自転車事故の高額賠償事例

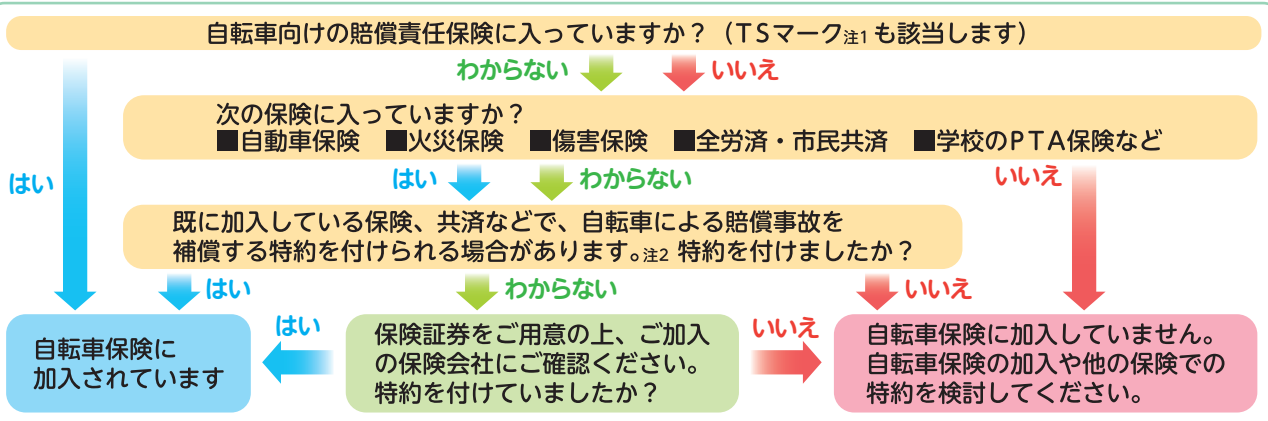
9,521万円

(平成25年7月、神戸地方裁判所)



① まずは自身の加入状況をチェック！

自転車保険加入チェック表



注1 自転車安全整備士が点検確認した自転車に貼付されるもので、有効期間は1年間です。

注2 特約の名称は保険会社によって異なります。

② 加入していない方は必ず加入しましょう！

自転車保険に加入していないことが分かった方や高額賠償対応に変更したいと考えた方に群馬県が認定した保険を紹介しています。

詳しくは、群馬県のホームページへ



警察庁作成交通安全啓発動画「自転車とヘルメットはワンセット！」ぜひご覧下さい。

- ヘルメット～命を守る安全装置～
- 事故から学ぶ自転車のルール



特定小型原動機付自転車（電動キックボード）に関する主な交通ルールについて

令和5年7月1日から新たな交通ルールが適用されます。



詳しくは、警察庁ウェブサイト特設ページへ

